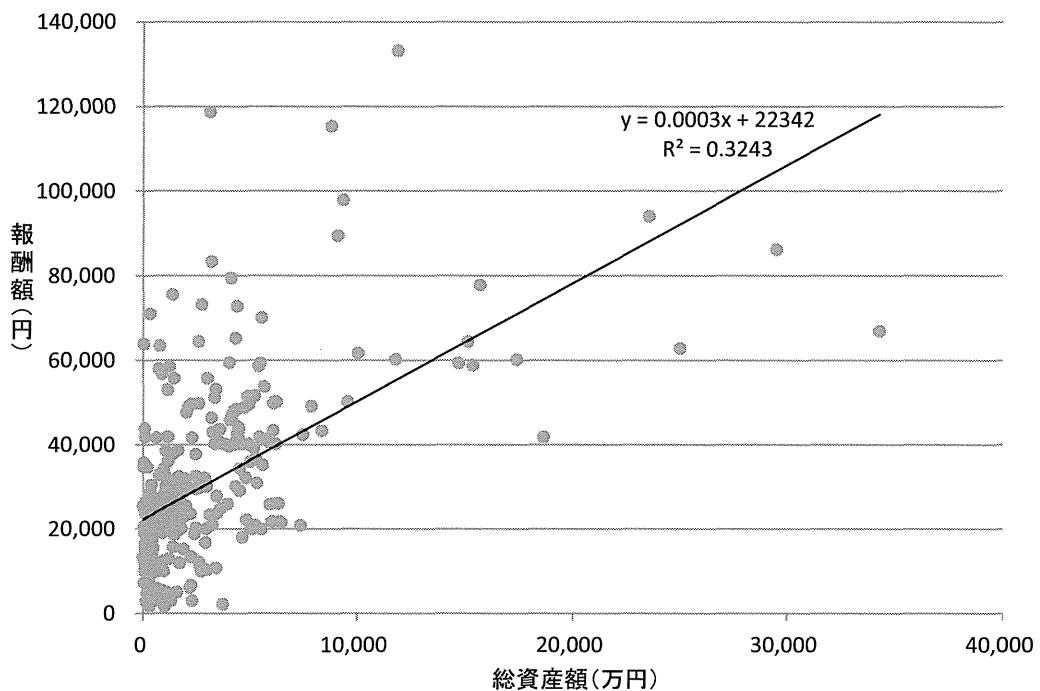
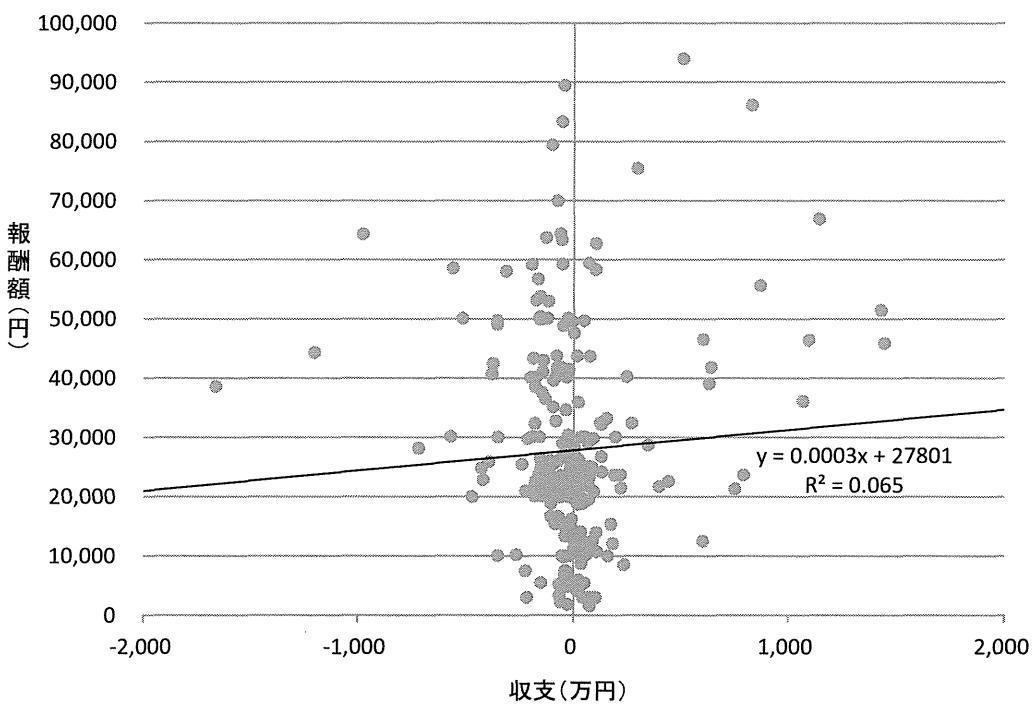


[図16-26] 総資産額と報酬額の関係

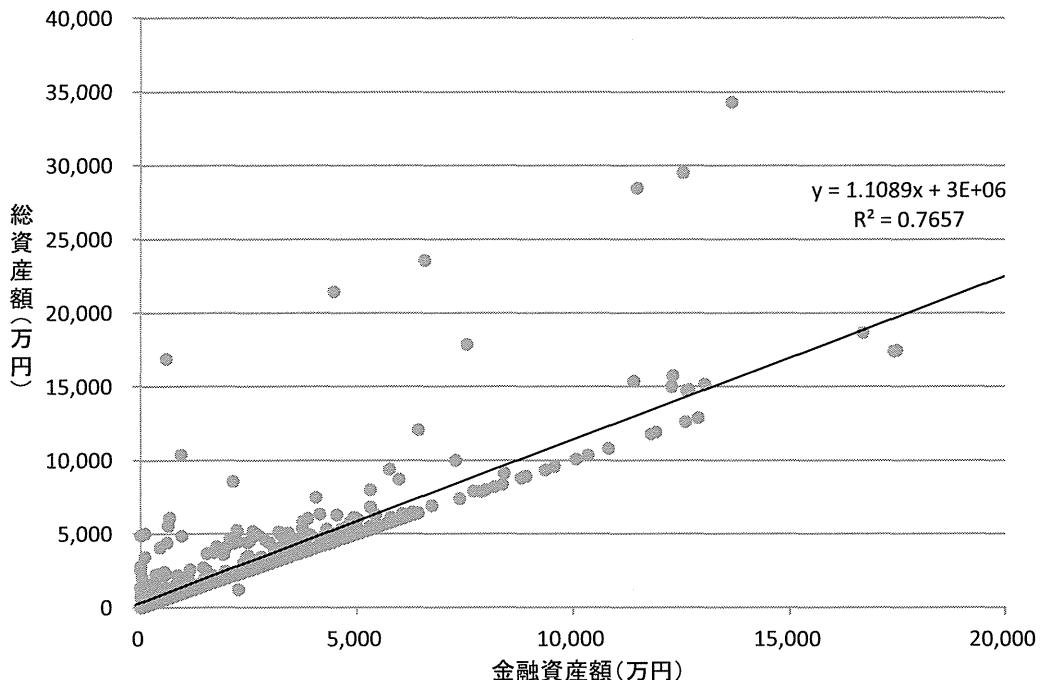


[図16-27] 収支と報酬額の関係



これらのうち特に注目すべきは、本人の金融資産額と報酬額の間、ならびに総資産額と報酬額の間にそれぞれ成立している有意な相関関係である。だがこのうち、総資産額と報酬額との関係については、先の相関分析でも示されたように、総資産額の多くの部分が金融資産によって説明されるということから生じているものと考えられる。この総資産と金融資産の関係の強さは、両者の関係を表す散布図（図16-28）によっても示すことができる。

[図16-28] 総資産と金融資産の関係



[表16-12] 回帰分析(後見報酬額[被説明変数]と金融資産額の関係)

	調整済み $R^2$	n
回帰	.356 **	333
	標準回帰係数	有意確率
金融資産	.596 **	.000

\*\* p < .01

上記の分析結果から、後見報酬は、本人の保有財産の中でも特に金融資産との間で強い相関関係が成立していることが分かった。このことを確認するために、後見報酬額と本人の金融資産額との間の関係について回帰分析を行った結果、両者の間には、統計的に有意な相関関係が成立していることが証明された（表16-12）。つまり、本人の金融資産額が多いと、それに比例して報酬額も増える傾向にある、ということである。

[表16-13] 重回帰分析(総資産額[被説明変数]と資産・収支の諸要素との間の関係)

	調整済み $R^2$	n
重回帰	1.000 **	696
	標準偏回帰係数	有意確率
金融資産	.767 **	.000
不動産	.504 **	.000
収入	.000	.718
支出	-.000	.576

\*\* p < .01

さらに以上のこととを補強するために、総資産と資産・収支の構成要素との間の相関関係についてより詳しい分析を行うことによって、本人の保有財産全体における金融資産の位置づけを明らかにしておきたい。

表16-13は、総資産を、資産・収支の諸要素によって説明する重回帰分析（被説明変数＝「総資産」、

説明変数=「金融資産」、「不動産」、「収入」、「支出」)を行った結果である。(ただしこの分析では、資産と収支の各要素が総資産に与える影響力の大きさを示すため、強制投入法を用いて、統計的に有意でない変数も回帰式に投入してある。)

するとこれらの分析の結果として、「総資産」の多くの部分は、「金融資産」の大きさによって説明されることが統計的に明らかになった(危険率1%で有意)。

以上の分析結果を簡潔にまとめると次の3点になる。

第一に、本人の保有資産額と後見報酬額の間には正の相関関係がある。

第二に、金融資産は総資産を説明する非常に強い規定要因となっている。

第三に、総資産と報酬額の間には、一見するとかなり強い相関関係が存在しているように見えるが、これは疑似相関(見かけの相関)に過ぎず、実は報酬額との間に相関関係が成立しているのは総資産ではなく金融資産の方である。そしてこの疑似相関は、金融資産が、報酬額と総資産の両方を説明している(両方の規定要因となっている)ことから生じている。

以上のことの一言でいうと次のようになる。

すなわち、本人の保有財産や収支に係る諸要素の中でも特に金融資産は総資産を説明する基底的要素となっており、この金融資産が(一方で総資産を経由しながら)後見報酬に対して大きな影響を与えており、ということである。

## 16.7. 総合的分析

以上、後見報酬決定システムを構成する各要素(後見報酬、本人の財産、後見業務、業務評価)の間の関係についてさまざまな観点から分析を行ってきた。

これを受けて最後に、後見報酬と、本人の財産、後見業務、業務評価、さらには後見人の属性など、後見に係る諸要素との間の関係について総合的な分析(分析6)を行いたい。ここまででは、後見報酬と後見に係る各変数との間の関係をそれぞれ個別に分析してきたが、ここでは、それら後見に関する諸変数を網羅的に扱って、これらの変数と後見報酬との間の関係に関する総括的な分析を行う。具体的には、後見報酬に影響を及ぼすと考えられる諸変数(本人の財産、後見業務、業務評価、後見人の属性など)と後見報酬との関係を、重回帰分析を用いて明らかにする。

[表16-14] 重回帰分析(後見報酬額[被説明変数]と本人の財産や後見業務や後見人の属性などに係る諸変数との間の関係)

	調整済み R <sup>2</sup>	n
重回帰	.434 **	333
	標準偏回帰係数	有意確率
金融資産	.576 **	.000
親族後見か否か	-.126 **	.003
特別な業務の有無	.252 **	.000

\*\* p < .01

ステップワイズ法を用いて、後見報酬と特に関連が深いと考えられる諸変数を、他のさまざまな諸変数によってコントロールしながら重回帰分析を行った(表16-14)。その結果、次のような重回帰式が導出された。

$$y = 0.000381x_1 - 11104x_2 + 13395x_3 + 19470$$

y = 後見報酬額

$x_1$  = 本人の金融資産額

$x_2$  = 親族後見人であるか否か

$x_3$  = 特別な業務の実施の有無

この分析結果を簡潔にまとめると次の4点になる。

第一に、後見報酬額は、①本人の金融資産額の多さ、②後見人が親族であるか否か、③後見人は特別な業務を実施したか否か、ということによって大きく影響される。

第二に、後見報酬額は、本人の金融資産額、および特別な業務の実施との間で正の相関関係が成立している。つまり、本人の金融資産額が多いほど報酬額は多くなり、また特別な業務を実施した方が報酬額は多くなる傾向にある。

第三に、後見報酬額と後見人の業態との間で有意な相関関係が成立しており、第三者後見人の方が、親族後見人よりも報酬額が多くなる傾向にある。ただしこの関係においては、第三者後見人であることそれ自体が報酬額の増額要件となっているわけではなく、あくまで他の諸要因の結果として、業態間で報酬額の差が生じていると考えるべきである。

第四に、これらの諸要素の中でも、本人の金融資産額が報酬額の決定に最も大きな影響を与えており、①特別な業務の実施は、結果として本人の金融資産額の増加につながる、②金融資産は、本人の資産総額や収支の状況を左右する基底的要素となっている、などの理由により、金融資産は、報酬決定（ならびにそれに影響を与えるさまざまな諸要素）を規定する最大の因子となっている。

## 16.8. 本分析のまとめと含意

以上、現行の報酬決定システムを構成する各要素の間の相互関係について6つの分析を行ってきた。最後に、これらの分析それぞれについて、あらためて簡潔にまとめておきたい（図16-29）。

第一に、本人の財産と後見業務の関係に関する分析（分析1）である。本分析によって、（裁判所も採用しているとされる想定と異なり、）本人の保有財産が多ければ後見業務も難しくなる、というわけではないことが明らかになった。

第二に、後見業務とその評価の関係に関する分析（分析2）である。本分析によって、後見人が行う業務のうち、身上監護活動は本人等の評価を高める傾向にある（他方、財産管理業務は評価に影響を与えない）、ということが明らかになった。

第三に、業務評価と報酬の関係に関する分析（分析3）である。本分析によって、後見人の業務に対する後見関係者の評価が高くても、報酬が多くなるわけではない、ということが明らかになった。

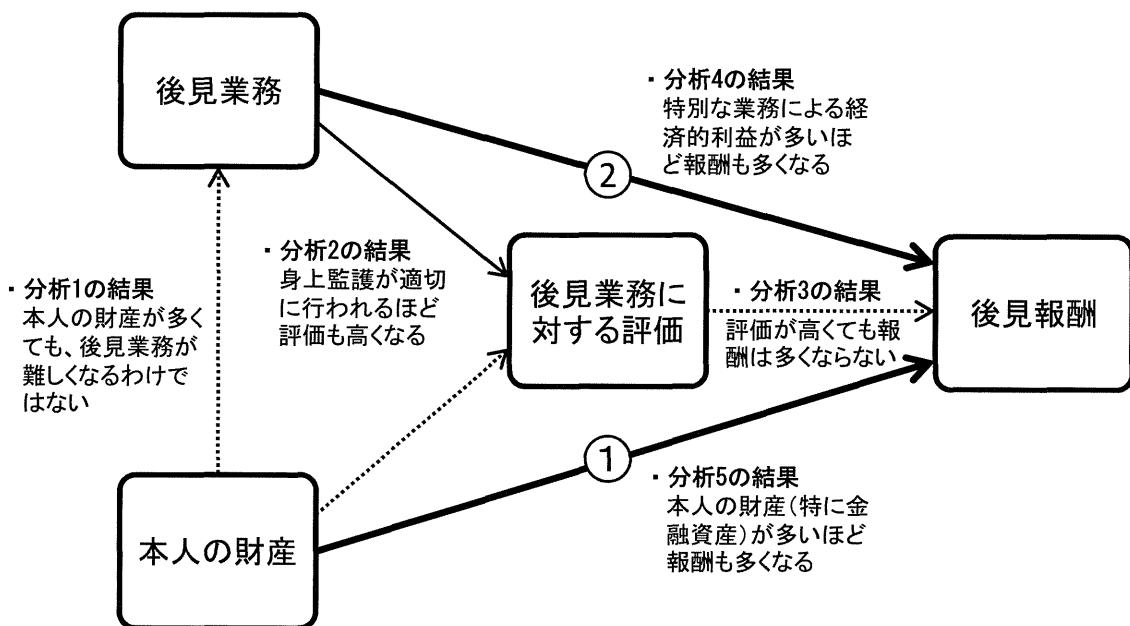
第四に、後見業務と報酬の関係に関する分析（分析4）である。本分析によって、後見人が行う業務一般の業務量は報酬額に影響を与えないが、そのうちの特別な業務だけは、その実施による本人の経済的利益が多いほど報酬が多くなる、ということが明らかになった。

第五に、本人の財産と報酬の関係に関する分析（分析5）である。本分析によって、本人の管理

対象財産（特に金融資産）が多いほど、報酬も多くなる、ということが明らかになった。

第六に、総合的分析（分析6）である。本分析によって、後見報酬額は、①本人の金融資産額の多さ、②後見人が親族であるか否か、③後見人は特別な業務を実施したか否か、ということによって大きく影響される、ということが明らかになった。

[図16-29] 後見報酬の決定構造に関する分析結果



以上の分析結果、ならびにそこから導き出される含意を簡潔に述べると、次のようにになる。

現行の報酬決定システムは、理念型としての合理的な仕組みではなく、むしろかなり非合理的な仕組みで動いている。すなわち、客観的な根拠に乏しく、いまだ実証されていない想定に基づき、サービス受容者の評価をほぼ全く考慮せず、結果として公平性に欠けた仕組み（一生懸命仕事をした人が報われない仕組み）になってしまっているのである。

後見業務評価に関する分析結果によると、本人等は後見人による身上監護活動を評価する一方で、財産管理についてはほとんど評価していなかった。だが現行の報酬決定システムは、このような本人等による業務評価をほとんど考慮せず、客観的根拠に乏しい想定（管理対象財産が多ければ後見業務の難易度も上昇するだろうという想定）に基づきながら、もっぱら本人の金融資産の大きさ（ならびにそれを増加させる特別な業務の有無）のみを報酬決定に反映させ、その一方で身上監護については、その実施状況やそれに対する評価などを報酬額にほとんど反映させていないのである。

そもそも後見制度の基本理念とは、本人の身上に配慮し、その権利を擁護することにある。それゆえこの理念を達成するためには、これまで軽視されがちであった本人の身上監護を、従来以上に充実させていくことが重要となる。それとともに、これまで後見における中核的業務とされてきた財産管理は、後見の目的ではなく、あくまでこの基本理念を達成するための手段として捉え直す必要があるだろう。

とはいえ、この身上監護業務をほとんど評価しない現行の報酬決定システムの下では、後見人（特に第三者後見人）は、本人の身上監護活動に必要以上に取り組もうとはしないであろう。人間とは基本的に自己の利益を最大化しようとする合理的行動を行う主体であり、それを前提とするならば、自

己に何ら経済的利益をもたらさない身上監護活動を行う合理的な理由はない。もちろん人間は経済的利益にかかわらず、社会的規範や道徳意識等に基づいて行動を行うときもあるが、何らかの社会問題を解決しようとする場合、そのような人間性に過度な期待を寄せるることは適切ではない。社会問題の解決のためにはそれに対応しうる社会制度の構築が必要であり、そしてその社会制度は、人々が経済合理的に振る舞うということを前提にして設計されなければならない。

このような点を考慮に入れるならば、合理的とはいがたい現行の報酬決定システムは、今後大幅に改変していく必要があるだろう。身上監護をほとんど評価せず、もっぱら本人の金融資産だけを反映させる現在のシステムを改め、より積極的に身上監護業務を評価する仕組みに変えていくことが求められよう。

この点に関し、現行のシステムが身上監護を軽視し、もっぱら管理対象財産だけを考慮する仕組みとなってしまっている主な要因としては、大きく言って次の3点が挙げられるであろう。

第一に、後見業務（特に身上監護）に対する客観的評価の困難性である。後見人による業務（特に身上監護の質）に対する評価の実施に関しては、サービス受容者による業務評価の聴取の困難性や、評価の実施にともなうコストの発生とその負担の問題などがあり、実際に評価を実施することは大きな困難がともなう。

第二に、本人の保有財産額の客観的把握の容易さである。上述の後見業務に対する客観的評価に比べると、本人の保有財産額の客観的把握は、ほとんどコストがかからず容易に行うことができる。それゆえ報酬決定機関としては、報酬額の算定基準として、コストのかかる業務評価ではなく保有財産額を用いようとする誘因もそれだけ大きくなる。

第三に、後見業務に対する評価を行うための体制の不備である。高齢化の進展にともない、後見事案の件数が年々増加している中、多くの裁判所において事務処理能力が追いつかなくなっているといわれている。このような状況下で、後見業務評価を行うためのさらなる人員の拡充や体制の整備などを行うことは非常に難しい。

このように、現在の制度体系を前提にする限り、今のシステムを合理的な仕組みに改変していくことは難しい。それゆえ、今の後見制度そのものの見直しも検討しながら、システムの改革を行っていく必要があると思われる。この点につき、このシステムの改革案としては、例えば次のようなものが考えられるであろう。

第一に、現在、裁判所が抱えている膨大な後見事務にかかる負担の軽減である。

先に海外事例の検討においても見たように、諸外国では、裁判所とは別に後見の事務をつかさどる別機関を設立したうえで、その機関に裁判所の事務や権限等を移管させるケースが多くみられる。現在、日本の家庭裁判所は、自身の機関のみで後見に係るほとんどすべての事務を所掌しているが、その事務処理能力も限界に達しようとしている現状においては、移管可能な事務を別機関に委託するなどの方策を、今後具体的に検討していく必要があるだろう。

第二に、後見人が実施する業務を客観的に評価するための新たな仕組みの構築である。

現在、後見が行われているさまざまな現場を見ていると、本人に対する身上監護が不十分なことを理由に問題が生じているケースが多いように思われる。これらの問題の多くは、身上監護活動が適切になされれば解決される性質のものであり、そのためにも、後見人には身上監護へのより積極的な取り組みが求められる。

この点につき、身上監護が十分に実施されていない現状をもたらしている最も大きな要因として、既述のような報酬決定の仕組み（身上監護の実績が報酬にほとんど反映されない仕組み）があると考えられる。この状況を是正するためには、客観的な業務評価を行うための新たな制度や運用を導入する必要があるだろう。後見人も、自分が行なった身上監護活動が公正に報酬額に反映されるようになれば、身上監護により前向きに取り組むようになるだろう。そしてこの評価体制の構築を実現するためには、事務量がパンクしつつある裁判所ではなく、むしろ別の機関に対して、この評価に係る事務を移管することも（効率性や公正性の観点から）検討すべきであろう。

第三に、裁判所の後見事務に係るさまざまな基準や運用方針等に関する情報の開示である。

これまで裁判所は、後見事務に係る基準や方針等をほとんど公開してこなかった。しかし、後見人や後見を利用する人々にとっては、後見を行ったり利用したりする上で必要となる情報（例えば、どのような業務を行えばより高く評価されるのか、報酬額はどのような基準により決まり、そしてそれはどの程度の金額になるのか、裁判所の指導方針はどのようなものなのか等）が得られることは非常に有益である。特に、後見活動を行う法人等の事業体においては、中長期的な経営を行っていく上でそれらの情報を得ることは必須ともいえる。それゆえ今後、裁判所は、個々の事案に係る私的情報等については厳格に秘匿する一方で、後見事務一般に係る判断・評価基準や運用方針などについては、市民の求めに応じてより積極的に公開していくことが期待される。

あくまで以上は、後見制度をより良いものにしていくためのアイデアの一例に過ぎないが、このような改善案が実現されることを通じて、現行の報酬決定システム、ひいては後見制度全体が、これまで以上に人々が使いやすいものに改善されていくだろうと思われる。

# 17. 本研究のまとめと今後の展望

## 17.1. 本研究のまとめ

以上、現在の後見実務のさまざまな側面について、実証的かつ網羅的に分析・検討を行ってきた。これを受けて最後に、本研究の内容について各項目ごとにその概要をまとめておきたい。

### 17.1.1. 後見等開始申立の態様

#### (1) 後見申立の目的

人々が後見制度を利用しようとする主要な目的は、その多く（全体の約7割）が財産管理であった。他方、身上監護を主要な目的とするものは全体の約1割に過ぎなかった。一般に成年後見において、本人の身上監護は非常に重要な要素とみなされているが、後見制度利用の目的としてはあまり重視されていないのが実情である。

#### (2) 後見制度利用の契機

人々が後見制度の利用を決めた契機としては、全体の4分の3以上が、他者からの助言や紹介をきっかけとしており、残りの4分の1が自発的に決めたものであった。

#### (3) 後見開始申立をめぐる相互関係

後見開始申立における状況をみると、親族後見においては、後見人等候補者が申立を行うケースが全体の4分の3を占める。本人の親族が自らを後見人候補者として申立を行い、そのまま自身が後見人等に就任するケースが大部分を占めていることが分かる。

他方、第三者後見においては、市区町村長による申し立てが約2割、後見人等候補者による申し立てが約1割である一方、本人申立が全体の4分の1を占めていた。これは、第三者後見においては、実際は第三者による申立であるところ、形式上、本人申立、あるいは親族による申立などとするケースが多いためである。

#### (4) 症状発症から後見等開始までの期間

認知症や精神・身体障がいなどの症状発症から後見等が開始されるまでの期間については、全後見事案では、平均で約13年8ヵ月の時間が経過していた。また、障がい者については、この期間は32年以上もの長期となっており、一方で、認知症患者等については、3年4ヵ月と、かなり短い期間となっていた。

#### (5) 本人調査と精神鑑定

後見等開始申立時の本人面接や調査の有無についてみると、後見案件のほとんど（全体の9割以上）の案件で本人面接が行われ、また7割近い事案で本人調査が実施されていた。

また、本人の精神鑑定の有無についてみると、全体の約半数の案件で鑑定が行われていた（ただし、近年の鑑定実施率は低下傾向にある）。その鑑定料の相場としては、約10万ないし5万円となっ

ていたが、この相場の水準は近年低下傾向にある。

#### (6) 後見開始申立書の作成

後見開始申立書の作成者についてみると、親族後見においては、ほとんどの場合（全体の8割以上）、申立人自身が申立書を作成しているのに対して、第三者後見においては、多くの場合（全体の約7割）で、後見人等候補者がその作成（ないし作成支援）を行っていた。

#### (7) 第三者後見人および監督人選任の理由

後見人等として、親族ではなく第三者が選任された事案の理由をみると、困難な財産管理や高度な法律業務の必要性などといった積極的な理由（「多額の資産の管理」や「法律行為の必要性」などの理由）に基づくものよりも、むしろ親族における適任者の不在といった消極的な理由（「後見人に適当な親族がいない」や「親族が高齢、病気等」などの理由）に基づくケースの方が圧倒的に多かった。

また、後見監督人が選任された事案の理由をみると、「多額の資産の管理」が最も多く、全体の5割強を占めた。

#### (8) 開始審判までの期間

後見申立から後見開始審判までの期間をみると、その平均期間は約63日であり、ほとんど（全体の約8割）の事案で、申立から3ヵ月以内に後見等開始審判がなされていた（近年、この審理期間は短縮化傾向にある）。

### 17.1.2. 後見関係者の社会的属性

#### (1) 後見関係者の性別

後見関係者の性別をみると、本人の約3分の2は女性であり、また親族後見人の約6割、協力者の約4分の3も女性であった。後見は、支える側、支えられる側ともに、主に女性が主体になっているといえる。

#### (2) 後見関係者の年齢

後見関係者の平均年齢をみると、本人が74歳、後見人等が53歳、協力者が57歳などとなっていた。このように、後見関係者は比較的年配の人達によって構成されており、全体として、70歳代（特に女性）の本人を、それより20歳ほど若い後見人等がサポートするという構図になっている。

#### (3) 後見関係者間の関係性

一般に、親族後見の場合には、本人の子や兄弟姉妹（多くの場合、推定相続人）が、おおかたの親族の同意の下、自身を候補者に後見開始を申し立て、ほとんどの場合そのまま自分が選任されて、自分の兄弟姉妹や配偶者等の協力を得ながら後見活動を行っている。一方、第三者後見の場合には、第三者（専門職や法人等）が、一定程度の親族の同意の下、（多くの場合形式的に）本人や親族などを申立人として申立を行ったうえで、当該第三者が裁判所による選任を受ける、というのが一般的形態である。

#### (4) 後見関係者の職業

後見関係者の職業をみると、無職の人がその多くの割合を占めていた。本人の9割以上、親族後見人の約3割、申立人の約半数、協力者の4割弱は無職であった。これは、後見関係者が全体として年配の人々によって構成されており、また本人は判断能力が不十分で、ほとんどの場合就業が困難であることなどを理由とする。

またその他の職業としては、後見人等として主婦や会社員、専門職などが、その主要な部分を占めていた。

### 17.1.3. 後見等の形態

#### (1) 後見の類型や人数など

後見類型としては、後見事案の大多数（全体の約8割）が法定後見によって占められており、保佐や補助は相対的に低い割合にとどまっていた。

また、保佐人・補助人への権限付与としては、同意権、代理権の両方をつける例が多かった（保佐の約7割、補助の約6割）。さらに、「複数後見」（全体の5%）、「協力後見（協力者の支援を受けて行われる後見）」（同、8%）、「複数被後見（後見人が複数の本人を同時に担当する後見）」（同、5%）、「リレー後見」（同、2%）など、多様な後見の形態がみられた。

#### (2) 後見人などの在任期間

後見人等の在任期間（終了案件）をみると、平均でおよそ3年2ヵ月となっていた。後見期間の分布としては、全体の4割弱が1～2年の在任期間であり、4年未満の在任期間の事案が全体の約4分の3を占めていた。業態別では、親族後見人の在任期間（約3年9ヵ月）がもっとも長く、第三者後見人は相対的に期間が短かった（後見監督人は、この第三者後見人よりもさらに在任期間が短かった）。

#### (3) 後見業務において生じた問題

後見人が後見業務中に生じた問題としてもっと多かったのは、「金融機関における問題」（全体の約4割）であり、次いで「親族間における問題」（同、約3割）や「業務の煩雑さ」（同、約2割強）などであった。

### 17.1.4. 本人の状況

#### (1) 本人の健康状態

本調査においては、被後見人等のうちの9割以上の人気が認知症を患っていた。また、知的・精神障がい者が、被後見人全体の約3割（精神約1割、知的約2割）を占めているほか、全体の2割弱の人が身体に障がいをもっていた。

#### (2) 本人の要介護認定・障がい認定の取得状況

本人の要支援・要介護認定の取得状況を見ると、全体として、要支援・要介護度が重度の人の割合が比較的高いという特徴がみられた。また各種障害手帳等の取得状況について見ると、全般的

傾向として、手帳等を未取得の人が一定数存在することと、手帳取得者は比較的重度と認定される人が多いという点が注目された。

### (3) 本人の居住状況

本人の居住状況をみると、本人は、後見開始申立前から、独居ないし施設に入所しているケースが多いが、後見開始後、本人の施設等への入所率はさらに高まって、最終的に本人のほとんど（約8割）が施設入所となっていた。

施設入所先の内訳としては、後見開始前には病院（全体の2割強）が最も多いが、後見開始後、この病院の比率は減少し、代わりに有料老人ホームや特別養護老人ホームなどへの入所率が高まる傾向にあった。

さらに、全後見期間を通して、一貫して病院や施設等へ入所していない人の割合は全体の約2割に過ぎず、8割の人は、後見開始前から（全体の約6割）、あるいは後見開始後に（2割強）、施設等に入所していた。

### (4) 本人の世話の状況

本人と親類縁者の間の関係を見ると、ほとんどの後見事案で本人に身寄りはあるが（全体の9割強）、そのうち親類縁者と交流がある事案は全体の約5割半であり、さらに親類縁者が本人の近くに住んでいるケースは全体の4割に満たなかった。また、日頃、本人の世話を主にしている人について見ると、全体の8割以上の事案で、主に施設や病院に本人の世話が任されていた。

## 17.1.5. 本人との面会状況

### (1) 本人との面会回数と時間

後見人等による本人との面会回数を見ると、1ヵ月あたりの平均的な面会回数は約5回であった。このうち親族後見人は、1ヵ月あたり平均で約8回（特に本人と同居している後見人はほとんど毎日）であるのに対し、第三者後見人のそれは1ヵ月あたり1～2回ほどに過ぎなかつた（さらに後見監督人は、ごくわずかであった）。

また、後見人等が本人に接する面会1回あたりの平均時間についてみると、平均的な面会時間は2時間弱であった。そのうち親族後見人は、面会1回あたり平均で約3時間（特に本人と同居の場合は約7時間）本人接しているのに対し、第三者後見人のそれは30分ほどにとどまっていた（後見監督人にいたっては、わずか15分程度であった）。

以上のように、本人との面会回数や面会時間は、後見人が本人と同居しているか否か、また面会者が親族かそれ以外かの違いによって、大きな差が生じていた。

### (2) 面会回数および面会時間の分布

後見人等による本人との面会回数と面会時間の分布状況についてみると、本人と同居している親族後見人の場合は、ほぼ毎日面会するケースが最も多かつた。これに対し、別居の親族後見人および第三者後見人の場合は、1ヵ月に1回程度面会する事案が最も多かつた。このように、第三者後見人および別居の親族後見人と、同居の親族後見人とでは、面会回数と時間について非常に大きな差が生じていた。

## 17.1.6. 後見事務報告書の作成・提出状況

### (1) 後見事務報告書の作成者

後見事務報告書の作成者をみると、その主体として最も多いのは後見人等（全体の8割弱）であった。ただ親族後見においては、他の人々（協力者や専門職など）に手伝ってもらいながら作成を行うケースも少なくなかった。

### (2) 後見事務報告書の提出回数と間隔

本調査において、後見人等が、本調査時点（ないし後見終了時点）で、それまでに報告書を提出した平均回数は約3回であり、その平均的な提出間隔は約10ヵ月であった。この点、特に第三者後見において、後見開始直後に初回報告書（就任時報告書）の提出を求められることにより、後見開始日から報告1回目までの提出間隔（約3ヵ月）は、相対的に非常に短くなっていた。

## 17.1.7. 本人の資産の状況

### (1) 保有資産の金額と推移

被後見人等の世帯が保有している平均的な資産を見ると、金融資産が約1千9百万円、不動産が約610万円で、総資産が約2千5百万円であった。これを一般的な高齢者世帯と比べると、被後見人世帯の金融資産は、高齢者世帯と同程度であるが、他方、不動産はその4割程度で、結果として総資産は高齢者世帯のおよそ半分強にとどまっていた。

また、本人の保有資産額の推移をみると、後見開始後、不動産が大幅に減少する一方で、金融資産は逆に増加しており、結果として総資産はわずかに増加していた。

### (2) 保有資産の業態間比較

本人の保有資産を業態間で比較すると、次のようにあった。

不動産については、各業態の後見いずれにおいても、後見開始後（多くの場合開始から2～3年以内）に本人の不動産が売却されることが多く、その結果、保有不動産が大きく減少している。そして、親族後見においてはその変動が比較的大きい（最終的には不動産はおよそ3分の1に減少）のに対して、第三者後見においてはその変動の度合いが比較的穏やかであった（ただし、最終的にはおよそ半減する）。

また金融資産については、①各業態の後見いずれにおいても、後見開始後の不動産売却などによって金融資産額は増加していた、②第三者後見においては、後見開始後2～3年以内に不動産売却等が行われることが多く、その売却益により金融資産が大きく増える傾向にあった。

さらに総資産については、①各業態の後見いずれにおいても、総資産額は安定的に推移しており特に大きな変動はみられなかった、②いずれの業態においても、総資産の平均額は一般の高齢者世帯の総資産平均額を下回っていた、③特に、第三者後見における総資産額は、一般の高齢者世帯のおよそ半分という低い水準となっていた。

### (3) 金融資産と不動産の内訳と推移

金融資産と不動産の内訳と推移については、次のようにまとめられる。

まず金融資産については、①被後見人の金融資産は、「預貯金・現金等」によってそのほぼ8割

～9割が構成されていた、②金融資産は、後見開始後に全体的に増加するとともに、その構成要素も同様に増加していた、③特に2、3回目の報告時期に、不動産売却等によって「預貯金・現金等」が大きく増加していた、④「株式・債権等」と「保険」は、大きな変動もなく、なだらかな増加傾向にあった、⑤負債は、後見開始後、比較的早い段階でそのほとんどが返済されていた。

他方、不動産については、①被後見人世帯の不動産平均額は、高齢者世帯のそれの2割に満たない水準だった、②保有不動産のほとんど（約8割）は宅地によって構成されていた、③後見開始後、本人の保有不動産は売却されるケースが多く、それにより不動産額は半減していた、④一方で、「住宅」は大きく急減することもなく、ゆるやかな減少傾向にあった。

#### (4) 総資産の構成とその変化

本人の保有資産全体の特徴については、①「預貯金・現金等」が、本人の資産の主要部分（全体の6割強）を占めていた、②後見開始後、「宅地」が大きくその比率を低下させ、その低下した分、「預貯金・現金等」が増えていた、③「負債」の比率は最大で-3%程度であり、その比率は比較的小さかった。

#### (5) 資産の変化率の推移

資産の変化率の推移については、①不動産は第2回、第3回報告時に連続して大きく減少し、第5回報告以降にも再び減少傾向となっていた、②金融資産は不動産とほぼ逆の動きをし、不動産が減少すればその分、増加していた、③総資産は、金融資産の変化にほぼ連動して変化する傾向にあった（ただしその変化は金融資産より緩やかであった）。

#### (6) 資産総額の分布状況

資産総額の分布状況については、①本人の保有資産は、あまり資産を持っていない比較的貧しい層と、逆に多額の資産を有する豊かな層の2つに大きく分かれていた（特に申立時）、②各個人の保有資産額のばらつき（標準偏差）はかなり大きかった、③この保有資産額のばらつき（保有資産の格差）は、後見開始後に小さくなっていく傾向にあった。

### 17.1.8. 本人の収支の状況

#### (1) 収支等の全般的状況

被後見人等の世帯における平均的な1年間の収支等を見ると、収入が約250万円、支出が約240万円で、収支は約10万円の黒字となっていた。これを一般的な高齢者世帯と比較すると、被後見人世帯の方が収支には余裕があった（ただしこのことは、被後見人世帯の方が裕福であることを示しているわけではない）。

また、被後見人世帯は、一般に介護施設等への入所率が高いため、介護費（特に施設費用）が支出の半分を占めていた。だが、年金等の収入だけでそれを賄うことができず、「特別な収入」（不動産売却益等の非定期的収入）によってその不足分を穴埋めしている場合が多かった。その結果として、支出、収入ともに、一般の高齢者世帯のそれを少し上回る水準となり、収支もかろうじて黒字を維持しているという状態であった。

## (2) 収支等の推移の全般的状況

本人の収支等の推移については、①第2回報告時に収入と支出が急増し、その結果、収支が大きく改善していた、②その後、収入と支出は急減し、収支は再び赤字へと転落していた、③このように後見における収支は基本的に赤字傾向にあり、これを特別な収入（特に不動産売却）により補填することによって、なんとか大幅な赤字化が避けられていた。

## (3) 収支等に関する業態間比較

収支等について業態間で比較した場合、①後見における本人の収支は、いずれの業態においても基本的に赤字構造といえる、②後見開始後、本人の施設入所等にもなる大きな出費により、大幅に赤字化してしまう可能性が高まる傾向がみられる、③その大幅な赤字化を回避し、施設費用等の長期的な支出に備えるために、本人の不動産が売却されるケースが多かった、④それにより大幅な赤字転落は避けられ、基本的に赤字基調ではあるが比較的安定的な収支の管理が行われていた。

## (4) 収入の内訳とその推移

本人の収入の内訳とその推移に関しては、①一般に、「年金・恩給」が本人の収入の半分近くを占めており、被後見人等は年金等の収入に大きく依存していた、②だが第2、3回報告時において、不動産売却益等による「特別な収入」が急増し、収入全体のおよそ半分を占めるまでになっていた、③一方で「財産所得」が収入の1割強を占めており、比率は大きいとはいえないが安定的な収入源となっていた、④総じて収入は、「特別な収入」を除くと、その金額や各構成要素の比率について、その変動幅は小さく、比較的安定しているといえる。

## (5) 支出の内訳とその推移

後見における本人の支出については、後見開始時には「施設費用」がもっとも大きな比率を占め、次いで「生活費」や「住居費」が続いているが、後見開始後に「施設費用」が大きく増加する一方で「生活費」等は徐々に減少していた。これは、後見開始後における本人の施設等入所率の増加と、それにともなる住居費等の費用の減少によるところが大きいと考えられる。

また、支出の各要素の割合とその推移については、次のようにまとめられる。

①被後見人等の施設入所率の高さゆえに、「施設費用」が支出のもっとも大きな部分（全体の4割強）を占めており、大きな負担となっていた、②被後見人の支出の大半は社会保障関係の諸費用（全体の約6割）によって費やされていた、③在宅居住費（「生活費」+「住居費」）は、後見開始時は全体の3割弱を占めているが、後見開始後、施設入所等が行われることにより、その比率は大きく低下していた、④同様に「入院費用」も、後見開始後の施設入所等により、その比率は大きく低下していた、⑤後見報酬は、その費用が支出全体の3%程度となっており、決して小さくない負担となっていた。

## (6) 収支等の変化の状況

収入と支出の変化率（申立時比）の推移については、①支出は、第2回報告時に、施設入居金等の費用がかさむことによってその金額が急増しており、さらにその後も、施設費用等の経常的な出費により、申立時の3～5割増の支出額に高止まっていた、②このような支出の増加を賄うために、第2、3回報告時期に、不動産売却等によって、一時的に大幅な収入増をもたらしているが、その

後収入額は急減し、最終的に申立時並の水準にまで落ち込んでいた。

#### (7) 収支等の金額の分布状況

収支等の金額の分布状況については、①一般に、本人の収支状況は構造的に赤字傾向にあるといえる、②特に、後見開始後に支出が増大することによって、赤字に転落する件数が大幅に増加していた、③ほとんどの事案において、収支額は-150万～50万円の範囲に収まっていた、④また、収支が大幅に黒字(+100万円以上)となっている事案は非常に少なかった。

### 17.1.9. 後見報酬の状況

#### (1) 報酬付与の有無

報酬付与の有無の状況をみると、報酬を受けている人の割合が全体の8割で、報酬を受けていない人の割合は2割であった。そのうち第三者後見人は、そのほとんどが報酬付与を受けているが、親族後見人は、全体の約8割の人が報酬を受け取っていなかった。

#### (2) 報酬額の分布状況

後見人が受け取る報酬額の分布状況について見ると、報酬を得ている後見人全体の約4割は、報酬額が2万円未満であった。また、報酬額のばらつきの程度はかなり大きく、報酬の最高額と最低額には約160倍もの差が開いていた。

#### (3) 平均報酬額の全般的状況

後見人等が受け取っている1ヵ月あたりの平均報酬額をみると、約3万円であった。この平均報酬額は各業態間に大きな格差が生じており、親族後見人は平均報酬額の約8割、社協は平均報酬額の1.3倍、市民後見人は、平均報酬額の約6割の水準であった。

#### (4) 保有金融資産と報酬との関係

本人の保有金融資産と後見報酬との関係について見ると、両者の間には、本人の資産額が増えるにつれて後見報酬額も増加するという相関関係が成立していた。

#### (5) 特別な業務と報酬額との関係

特別な業務と報酬額の関係について見ると、特別な業務により本人の経済的利益が増加するに従つて、後見報酬額も増えるという相関関係が両者の間に成立していた。

### 17.1.10. 後見業務の実施に係る状況

#### (1) 本人の財産の取扱や親族対応などの状況

後見活動についての相談や協議等を行うために本人の親族と会う、1ヵ月あたりの回数および時間を見てみると、親族後見人は月に平均2.3回、本人の親族に会う機会があるのに対し、第三者後見人はおよそ2ヵ月に1回という頻度であった。さらに1ヵ月あたりの平均面会時間については両者の差はさらに大きくなり、親族後見人が2時間半近くであるのに対し、第三者後見人は24分であった。

概して第三者後見人は、あまり本人の親族と接することなく後見業務を行っていることが分かった。

また、後見業務を行う上で、本人の親族とトラブルが生じた回数がこれまでどのくらいあるかを見てみると、第三者後見人の場合にはほとんどトラブルが生じたことがないのに対し、親族後見人は約10回にも及んでいた。

さらに、後見人等の財産による立替の程度（本人の支出を後見人等がこれまで代わりに支払った回数）についてみると、親族後見人は平均8回ほど立替を行っていたのに対し、第三者後見人は平均1.4回と、その回数には大きな開きがあった。他方、後見人等が本人の財産を借用した程度については、親族後見人、第三者後見人いずれにおいても、そうしたケースはほとんど存在しなかつた。

## (2) 本人の判断能力低下による経済的損失の状況

本人の経済的損失が生じた時期について見ると、「経済的被害」、「保有財産の損失」（自身の行為による財産の棄損）、「機会の逸失」（経済的利益を得る機会の逸失）のいずれについても、全体のおよそ8～9割の損失が、後見制度の開始前に生じていた。また、これらの損失の発生回数を見ると、「保有財産の損失」の回数が最も多く、全後見期間平均で8.7回であり、次いで「経済的被害」が2回、「機会の逸失」が1.5回であった。

さらにこれまでの経済的損失の総額について見ると、「機会の逸失」（主に仕事の退職や転職など）による経済的損失の総額が飛びぬけて多く、平均で約810万円にのぼっており、次いで「経済的被害」（同、230万円）、「保有資産の損失」（同、110万円）と続いていた。

また、「経済的被害」を受けた取引の態様について見ると、最も多い取引形態は「訪問販売」（被害全体の6割強）であり、また最も多い取引内容は「商品・サービス一般」（同、7割強）、さらに最も多い取引手法は「判断不十分者契約」（同、7割強）であった。本人は、判断能力が減退している点を悪徳業者につけ込まれ、不必要的高額商品やサービス等を主に訪問販売によって購入させられていた。

また、これら経済的被害のうちの7割強で、何らかの被害の回復が図られており、その被害回復額は平均約100万円であった。この点、被害回復の手段として最も多いのは、「和解・示談」（全体の約3分の1）であった。また、被害全体の7割強において、本人は被害の認識がなかった。

次に、「保有財産の損失」の内容について見てみると、最も多いのが、「現金・貴重品等の紛失や家財道具の破損等」で、全体の約3分の1を占めていた。次いで多いのが「無自覚な贈与・貸与等」や「同種商品やサービスの多重購入・多重契約等」などであった。

最後に「機会の逸失」の内容について見てみると、最も多いのが「本人の離職や転職による機会の逸失」（損失全体の4割）であり、次いで「親族の社会参加の機会や収入機会の逸失」（同、3割）、「親族の離職や転職による機会の逸失」（同、2割）であった。

### 17.1.11. 後見業務に対する後見人の認識

#### (1) 後見業務遂行における後見人の役割意識

後見人としての役割意識（完全に後見人としての立場で業務を行っている場合には役割意識100%）について、後見業務全般について見てみると、後見人の役割意識の平均は、78%という高さにのぼっていた。このことから、多くの後見人が、自身の本人に対する活動はあくまで後見人として行っていると考えていることが分かる。

この点につき、後見業務を、「財産管理」、「身上監護（法律行為）」、「身上監護（事実行為）」、「法的対応」の4つの業務に分けて見てみると、業務間に大きな違いが存在していた。

まず「財産管理全般」（役割意識85%）と、「法的対応全般」（同、85%）については、後見人としての役割意識は非常に高く、また「身上監護（法律行為）」（同、77%）も比較的高い意識となっていた。その一方で、「身上監護（事実行為）」の役割意識（同、46%）は、他の業務と比べてかなり低い水準となっていた。多くの後見人（特に親族後見人）は、事実行為としての身上監護を行う際、後見人と親族（ないし知人）としての立場を混在させながら、実際の業務を行っていると考えられる。

## （2）後見業務の難易度・煩雑度に関する認識と期待報酬額

後見人等による、後見業務の難易度と煩雑度についての認識と期待報酬額について概観すると、以下のような点が明らかになった。

後見業務全般の難易度（その業務を行うことが不可能なほど難しい場合は100点）についての後見人の認識を見てみると、その全体の平均点は53点であった。後見業務を「財産管理」、「身上監護（法律行為）」、「身上監護（事実行為）」、「法的対応」の4つの業務に分けた上で、それぞれの業務に対する後見人の認識を見ると、いずれの業務についても業態間では大きな差異は生じていなかった（親族後見人と第三者後見人の難易度の認識は、ほぼ同じ傾向を示していた）。また、各業務に対する認識を個別に見ると、最も難しいとされたのが「法的対応」（難易度平均68点）であり、次いで、「財産管理」（難易度平均47点）、「身上監護（事実行為）」（同、46点）、「身上監護（法律行為）」（同、45点）となっていた。

次に、後見業務全般の煩雑度（その業務を行うことが不可能なほど面倒な場合は100点）についての認識を見てみると、その全体の平均点は55点であり、その認識に業態間でほとんど差は見られなかった。各業務に対する認識を見ると、最もわずらわしいとされたのが「法的対応」（煩雑度平均70点）であり、次いで、「身上監護（法律行為）」（同、44点）、「財産管理」（難易度平均42点）、「身上監護（事実行為）」（同、41点）となっていた。

続いて、後見業務全般に対する期待報酬額（1業務単位あたり）について見てみると、業務間、業態間で大きな差が生じていた。「後見業務全般」に対する期待報酬額は、全体の平均額が約1万8千円（親族後見人約1万6千円、第三者後見人約2万円）であった。各業務に対する期待報酬額を見ると、最も高額だったのが「法的対応」（期待報酬額約2万円）であり、次いで、「財産管理」（同、約1万9千円）、「身上監護（法律行為）」（同、約6千円）、「身上監護（事実行為）」（同、約3千円）となっていた。

最後に、これら難易度、煩雑度、期待報酬額の相互関係について見てみると、各業務の難易度、煩雑度の間に、一定の相関関係（難易度が高い業務は煩雑度も高いという関係）が成立していることが分かった。対して、期待報酬額と難易度・煩雑度の間には相関関係はあまり成立していなかった（業務の難易度や煩雑度が高いからといって、必ずしも期待報酬額も高くなるわけではない）。

### 17.1.12. 後見人によって実施される業務内容に関する分析

各後見業務の平均実施率（全61業務の実施率の平均）について概観すると、「動産管理」の実施率が最も高く、動産管理業務（全12業務）の平均実施率は72%であった。次いで実施率が高い業務として、順番に、「その他の後見業務」（全9業務の平均実施率が57%）、「身上監護（法

律行為)」(全 14 業務、46%)、「不動産管理」(全 6 業務、39%) となっていた。一方で、「身上監護(事実行為)」(全 9 業務、29%)、「死後事務」(全 3 業務、22%)、「法的対応」(全 8 業務、18%) は、比較的実施率が低かった。

これらの業務の実施率について、業態別に見てみると、「身上監護(事実行為)」と「死後事務」以外の業務については、親族後見人よりも第三者後見人による実施率の方がやや高い傾向にあった。これに対して、「身上監護(事実行為)」については、親族後見人(なかでも本人と同居の後見人)が、第三者後見人よりも実施率が高かった。

次に、各後見業務の 1 年あたりの平均実施回数について概観すると、全体的な傾向として、「身上監護(事実行為)」の実施回数(年平均 38 回)が最も高く、次いで「動産管理」(同、29 回)となっており、日常的な現金や預金の管理や、介護等の日常的生活の支援は比較的頻繁に行われていた。特に、「身上監護(事実行為)」については、同居の親族後見の実施回数(年平均 83 回)が突出して多かった。その一方で、「不動産管理」(年平均 6 回)、「身上監護(法律行為)」(同、5 回)、「法的対応」(同、2 回)、「死後事務」(同、0.6 回)の実施回数は、相対的に非常に少なかった。

続いて、各後見業務の 1 年あたりの平均実施時間について概観すると、「身上監護(事実行為)」の年平均実施時間が 88 時間と、突出して長く、次いで「不動産管理」(年平均実施時間 11 時間)、「動産管理」(同、10 時間)、「身上監護(法律行為)」(同、7 時間)、「法的対応」(同、4 時間)となっていた。この点、親族後見の「身上監護(事実行為)」(同、約 130 時間)の実施時間が特に長くなっていたり、逆に第三者後見の実施時間(同、約 13 時間)は非常に短かった。

最後に、各後見業務の 1 回あたりの平均取扱金額について概観すると、各業務の中で、顕著に高い金額になっていたのは「不動産管理」で、平均約 580 万円であった。次に多いのが「法的対応」(平均取扱金額 310 万円)で、「死後事務」(同、約 240 万円)、「動産管理」(同、84 万円)、「身上監護(法律行為)」(同、45 万円)と続いていた。そして、著しく取扱金額が少なかったのが、「身上監護(事実行為)」(同、約 7 千円)であった。

### 17.1.13. 後見人の活動に対する評価

#### (1) 後見人の業務に対する本人等による評価

後見人等と本人とのコミュニケーションについての客観的評価(本人や周囲の人等によって行われる 100 点満点による評価)について見ると、第三者後見において評価が高く(本人〔軽度〕による評価 89 点)、親族後見においてはやや評価が低かった(同、67 点)。

後見人等によって行われる財産管理ならびに身上監護の適切性についての評価を見ると、いずれの業務に対しても、非常に高い評価(財産管理 90 点、身上監護 86 点)が与えられていた。

後見人等による、本人の家事支援や介護についての評価を見ると、後見人等の自己評価(家事 18 点、介護 9 点)、および本人の周囲の人の評価(家事 27 点、介護 21 点)は低かったが、本人はある程度の評価(家事 51 点、介護 50 点)を与えていた。

後見人等が後見活動を行うことによって、本人の生活状況・精神状態・身体状況が良くなったかどうかについての評価を見ると、いずれについても本人の評価(生活状況 92 点・精神状態 89 点・身体状況 86 点)は非常に高かった。

後見人等の仕事ぶりに対する総合評価を見ると、全体的に、おおむね高い評価となっていた(後見人による評価 81 点、本人の周囲の人による評価 88 点、本人〔軽度〕による評価 98 点)。

なお、後見監督人の後見監督業務に対する評価を見ると、後見人のそれと比べたとき、本人の周囲の人等からの評価は総じてかなり低かった。

## (2) 業務評価に関する全体的傾向

以上の評価に関する全体的な傾向についてまとめると、次のようになる。

まず業態の違いによる評価の差として、親族後見人に対してよりも、第三者後見人に対しての方が、評価が高くなる傾向にあった。また、評価者の違いによる評価の差としては、本人（被後見人等）による評価が特に高くなる傾向にあった。

この点については、おそらく（自分の親族ではなく、赤の他人である）第三者が後見人として世話をしてくれているという事実そのものに対して、本人（やその周囲の人）から高い評価が与えられている可能性が考えられる。もし仮にそうだとすると、第三者後見人に対して評価が高くなるという全般的傾向は、第三者後見人の活動内容に対する評価というよりも、むしろ第三者（他人）がわざわざ面倒をみてくれているという事実そのものに対する感謝を強く反映していると考えられる。

また、別の観点から言うと、親族後見の場合、親族が本人の面倒を見るのはむしろ当然であるという思いが、本人（やその周囲の人）の評価を相対的に低下させていることも考えられる。

さらに言うと、本人による評価が特に高いという全般的傾向は、上記の理由に加え、後見人に対して自分の財産から報酬が支払われていることを、本人が明確に認識していないことが、その要因の1つになっている可能性がある（逆に言うと、赤の他人が無料で自分に奉仕してくれているという認識が、本人の高い評価につながっていることも考えられる）。

### 17.1.14. 諸外国における公的後見機関に関する事例検討

#### (1) オーストラリア・タスマニア州における公的後見機関

オーストラリア・タスマニア州における公的後見機関の主な特徴としては、次の5点を挙げることができる。第一に、成年後見を所掌する機関が裁判所ではなく、司法的機能を備えた行政機関であること、第二に後見に関する監督機関と実施機関が分離されていること、第三に身上監護と財産管理とで実施機関が異なっていること、第四に公的後見についての監督機関と身上監護機関については政府予算による運営がなされており、監督機関に対する申請および監督に関する諸手続にくわえて、公的身上監護人による活動に対しても基本的には利用者に対する費用負担が求められていないこと、第五に公的財産後見人に対して支払われる報酬についてはあらかじめ費用体系が明示されていること、である。

#### (2) カナダ・ブリティッシュコロンビア州における公的後見機関

カナダ・ブリティッシュコロンビア州における公的後見機関の主な特徴としては、次の5点を挙げることができる。第一に、成年後見を所掌する機関が、裁判所のほかに公的後見を担当する機関として司法的機能を備えた行政機関があること、第二に後見に関する監督機関と実施機関が未分離であり、公的後見庁自身が後見人としての活動を行うとともに、後見に関する監督についても一部担当していること、第三に機関内的一部門が身上監護と財産管理をともに担当しており、明確に分離されていないこと、第四に公的後見機関の財政面については、政府予算への依存度が低く、独自の収入を中心とした歳入構造にあること、第五に成年後見に関して利用者が負担する費用については、規

則としてあらかじめ体系的に明示されていること、である。

### 17.1.15. 現行の報酬決定システムの構造に関する分析

#### (1) 本分析の枠組みと分析結果

現行の報酬決定システムを構成する主要な4つの要素、すなわち、「本人の財産」、後見人等による「後見業務」、その後見業務に対する「評価」、後見業務に対する「後見報酬」を取り上げ、理念型としての合理的な報酬決定システムのモデルを構築した上で、その構成要素間の相互関係のあり様について多変量解析を用いて分析した。

この分析とその結果について簡潔にまとると、次のようになる。

第一に、本人の財産と後見業務の関係に関する分析（分析1）である。本分析によって、（裁判所も採用しているとされる想定と異なり、）本人の保有財産が多ければ後見業務も難しくなる、というわけではないことが明らかになった。

第二に、後見業務とその評価の関係に関する分析（分析2）である。本分析によって、後見人が行う業務のうち、身上監護活動は本人等の評価を高める傾向にある（他方、財産管理業務は評価に影響を与えない）、ということが明らかになった。

第三に、業務評価と報酬の関係に関する分析（分析3）である。本分析によって、後見人の業務に対する後見関係者の評価が高くても、報酬が多くなるわけではない、ということが明らかになった。

第四に、後見業務と報酬の関係に関する分析（分析4）である。本分析によって、後見人が行う業務一般の業務量は報酬額に影響を与えないが、そのうちの特別な業務だけは、その実施による本人の経済的利益が多いほど報酬が多くなる、ということが明らかになった。

第五に、本人の財産と報酬の関係に関する分析（分析5）である。本分析によって、本人の管理対象財産（特に金融資産）が多いほど、報酬も多くなる、ということが明らかになった。

第六に、総合的分析（分析6）である。本分析によって、後見報酬額は、①本人の金融資産額の多さ、②後見人が親族であるか否か、③後見人は特別な業務を実施したか否か、ということによって大きく影響される、ということが明らかになった。

#### (2) 本分析のまとめと含意

現行の報酬決定システムは、理念型としての合理的な仕組みではなく、むしろかなり非合理的な仕組みで動いていることが明らかになった。すなわち、客観的な根拠に乏しく、いまだ実証されていない想定に基づき、サービス受容者の評価をほぼ全く考慮せず、結果として公平性に欠けた仕組み（一生懸命仕事をした人が報われない仕組み）になってしまっているのである。

現行の報酬決定システムの主な問題点としては、次の5点を挙げることができよう。

すなわち、①後見報酬の決定構造の不透明性、②（主に報酬決定構造の不透明性による）後見実施主体における予測不可能性、③後見報酬が本来有するはずのインセンティブ機能の不全、④後見業務に対する評価の客觀性・正確性の欠如、⑤後見業務に対する対価としての相当性の欠如（その結果としての報酬の不公平性）、である。

現行のシステムが身上監護を軽視し、もっぱら管理対象財産だけを考慮する仕組みとなってしまっている主な要因としては、大きく言って次の3点が挙げられるであろう。すなわち、①後見業務（特に身上監護）に対する客観的評価の困難性、②本人の保有財産額の客観的把握の相対的な容易さ、